

議　の　結　果　（第3回　定例会）

議案件名等	議案の概要	結果	小林	吉田	橋本	古川	菊地	長田	畠	井上川	大河原	今泉	木原	渡辺											
鏡石町課設置条例の一部改正	健康福祉課を福祉こども課と健康環境課に分割するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	人事評価制度導入に伴い、評価公表項目を追加するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	人事評価制度導入に伴う条例項目の変更	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正	県人事院勧告により議会議員の報酬及び期末手当等を改正するもの	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○											
Q 今泉議員「6月、12月の期末手当についてアップで上程されているが、人事院勧告であっても町としてアップすべきでないと考える。町長の考えはどうか。また、遡って適用されるが、妥当なのか」	= A 町長「人事院勧告に基づくものであり、財政上やっていけないという状況ではないと判断する」	<反対討論・要旨>	今泉議員「町の議員として増額の必要はないと考える。未だ震災から5年であり、大変なものがまだまだあると考える」	町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正	県人事院勧告により町長の給与及び期末手当等を改正するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○											
職員の給与に関する条例の一部改正	県人事院勧告により職員の給与表等を改正するもの	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○											
Q 吉田議員「遡って適用するとの事だが、総額はどのくらいになるのか」	= A 総務課長「4,682,000円となる」	Q 今泉議員「ラスパイレスはどの程度になっているか。民間企業の給与はどうなっているか。今になって遡るのはどうか、疑問である」	= A 総務課長「ラスパイレス指数の資料はないが、県人事院の勧告に基づいてのものである。給与表の改定もあるため4月に遡る。公務員給与は民間との差によって人事院から勧告されるものである」	Q 今泉議員「ラスパイレスがないという実態の下で上程するのか。もっと実態を把握してから提出すべきものでないか。官民格差は県でやっているというが数字は分かっているか。4月の遡りも疑問だが、ラスパイレスと格差は一体どうなっているのか」	= A 総務課長「ラスパイレス指数は27年には99.5%で、格差は県内500社で0.17%差があったとなっている。遡りは県に準拠したい」	Q 今泉議員「ラスパイレス99.5%は東京基準であろう。当町ではあまり低くないと考える。500社の規模はどの程度か。我が町はほとんど零細企業であろう」	= A 総務課長「主要企業についての資料を持っていないので答弁できない」	Q 吉田議員「民間500社が公表されてないというが、どういう企業が入っているのか。大小おりませて入っていればよいが、町の実態によって給与改定すべきではないか」	= A 総務課長「企業についての資料がないので、回答できないが、県人事院勧告に準拠したものである」	<反対討論・要旨>	今泉議員「町職員が困窮しているという話は伺っていない。民間の方々が羨望の目でみている中で、遡って上げることには反対である。また、資料がないと答弁しているが、控えている副課長等の機敏性も感じない」	鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	介護保険法の一部が改正施行されることに伴い、地域の密着型サービスの基準を一部改正するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○
鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正	介護保険法の改正に伴い、地域密着型のサービスについて地域の自主性を高めることや、介護予防認知症対応等について追加改正するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○											
下水道条例の一部改正	下水道法の改正に伴い基準を整合させるもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
町道路線の認定、廃止及び変更について	町道について認定4路線、廃止1路線、及び4路線の変更を行うもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
一般会計補正予算(第4号)	年度末事業確定等により384,452千円増額	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
Q 小林議員①「縁越明許費の予算について縁越した理由は何か」、②「社会保障・税番号制度導入事業について国補助金減額の理由は何か」、③「農業総務費の多面的機能支払交付金減額の理由は何か」、④「久来石行方蓮池西線工事費減額の理由は何か」、⑤「中学校工事費増額の理由は何か」	=①A 総務課長「原子力災害対策は早期に支出の見込み、駅東整備はJRと協議中、庁舎改築は事業費圧縮を図るために、臨時福祉給付金は国事業が急ぎよ決まったため、子ども教育及び農山村地域復興基盤事業はシステム改修によるもの」	=②A 税務町民課長「社会保障・税番号制度導入事業については当初、10/10補助を見込んだが、補助単価の見直しがあった」	=③A 産業課長「多面的機能支払交付金事業は2事業予定していたものが1つになつたため減額となった」	=④A 都市建設課長「久来石行方蓮池西線工事費は、国県事業の減額に伴い減額となった」	=⑤A 教育課長「給食室改修によるものである」	Q 小林議員「縁越事業で執行率が0とは理解できない。安易な予算計上はなかったか」	= A 総務課長「庁舎については契約済だが、予算編成時に計画になかった事案が出てきてしまった」	Q 小林議員「行政は予算があって執行される。何か問い合わせても予算がないというが、そういうして予算計上されているものが執行されないのは問題でないか」	= A 町長「庁舎以外はいずれも国の予算であり、次年度に縁越して執行するものである。庁舎は綿密なよりよい計画で実施したい」	Q 吉田議員「庁舎改築は時間を要するようだ。執行のはっきりした見通し、計画ビジョンはどうなっているか。財政調整基金繰入の使途は何か」	= A 町長「庁舎は時間をかけて検討したい。財政調整基金は南部工業団地についての借入金を一括返済したものである」	国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	国保事業確定により33,548千円の減額補正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	事業確定により196千円増額補正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
介護保険会計補正予算(第4号)	事業変更により予算項目変更増減なし	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
土地取得事業会計補正予算(第2号)	土地開発公社借入金返済138,320千円増額補正、工業団地会計へ繰出し	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
工業団地事業会計補正予算(第2号)	南部工業団地造成工事償還金一括返済のため、347,867千円増額補正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
駅東区画整理会計補正予算(第2号)	事業確定及び縁越明許費により81,839千円の減額補正、縁越明許費28,012千円	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
育英資金会計補正予算(第1号)	事業確定により3,716千円の減額補正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
公共下水会計補正予算(第3号)	事業縁越により、縁越明許費40,600千円	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
農業集落排水会計補正予算(第2号)	事業確定により予備費流用、補正増減なし	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											
上水道会計補正予算(第2号)	事業確定により資本的支出285,954千円減額	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○											

* 渡辺議長は採決に加わらないため空欄

* 渡辺議長は採決に加わらないため空欄